

固定資産税が安くなる？

平成21年度は「固定資産税の評価替え」の年です。

固定資産税とは、1月1日現在で土地・家屋などの固定資産を所有している方が市町村に納める税金です。平成21年度は、これらの固定資産のうち土地・家屋について3年ごとに評価を見直す「評価替え」の年度に当たります。

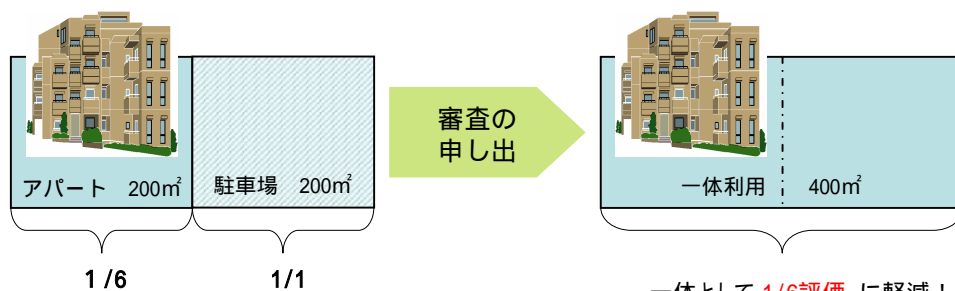
固定資産の評価額は、4月1日から1ヶ月間、各市町村の役所で縦覧する事ができます。縦覧して土地や家屋の評価額に不服がある場合には、納税通知書の交付を受けた日以後60日までの間、審査の申し出をすることができます。

今年は3年に1度のチャンス！固定資産税を見直してみませんか。

次の様な土地をお持ちの方は検討されることをお勧めします。

更地 私有地 建替え期間中の土地
利用区分が明確でない土地や建物
アパートに隣接されている駐車場
温室・家畜舎・農業用倉庫が建っている土地 等々

具体例 アパート 200㎡、駐車場 200㎡ の土地がある。
アパート、駐車場 それぞれ分筆して登記されている。
現在の課税状況 ... アパート1/6評価（軽減適用）、駐車場1/1評価（100%評価）



別々に評価され、駐車場部分の評価が高い！



評価額に多少なりとも疑問をもたれている方は、一度弊社までご連絡ください。専門のスタッフが課税内容を検討し、税額の軽減の可能性がある場合は評価の見直しを行います。税額が軽減されない場合、相談料等のお支払は結構ですのでお気軽にご相談ください。

ホームページにも情報掲載！

京都経営

検索



KYOTO KEIEI

税理士法人 京都経営
株式会社 京都経営コンサルティング

お問い合わせ先

税理士法人 京都経営 / 株式会社 京都経営コンサルティング

〒612-8362 京都市伏見区西大手町307 エイトビル5F

Tel:075-603-9022 Fax:075-603-9055

E-Mail:info@kyotokeiei.com URL:<http://www.kyotokeiei.com>

税理士法人 京都経営 / 株式会社 京都経営コンサルティング